

旧乙訓ポニーの学校跡地について住民説明会 議事要旨

日 時 令和3年12月12日(日) 午後2時00分～午後4時15分
場 所 今里自治会館 2階大会議室
出席者 法人 3名
乙訓福祉施設事務組合 6名
長岡京市 2名
近隣住民及び関係者 24名

【資料①】「住民説明会 説明資料」について(法人)

《スライド1ページ》

本日の説明資料は、前回7月25日での説明会資料から、東西南北の周囲との関係がわかるように作成しました。

《スライド2ページ》

図が登記簿で記載されている敷地及びその敷地の中での我々が考えている施設の配置です。北、東、南側それぞれ敷地の外に水路敷がございます。西側は、新しい道路になっています。当該の境界の敷地からの距離、主だった点からの距離を記載しています。

7月25日開催の住民説明会と異なる点は、2階の予備室をやめて、その分スペースを南側にずらしており、北側の屋根を階段状にしています。建物そのものは、だいたい南端に寄せています。1階の南は、前回の住民説明会においてご説明いたしましたように主として半分くらいをピロティ構造にしまして駐車場としています。

《スライド3ページ》

東側から見た立面図です。上の「フェンスの内側」は敷地内に入って見た立面図、「フェンスの外側」というのは、敷地外から見た立面図です。また、下側の図がフェンスの図です。立面図に共通的な事項としましては、2階の窓はすりガラス(曇りガラス)にしようと思います。2階のフェンスの高さは、2.4メートルです。これは周囲全部共通です。

《スライド4ページ》

南側から見た立面図です。幼稚園側は1階がピロティになっていますので、フェンス

は設けていません。両側に東西のフェンスの切り口(端部)が出ている図です。

《スライド5ページ》

西側から見た立面図です。西側は出入り口がありますので、一部フェンスを設けて、います。また、駐車場に入るためのチェーンで区切りをつけています。

《スライド6ページ》

北側から見た立面図です。前面にフェンスをめぐる構造になっています。

《スライド7ページ》

北西側からみた鳥瞰図です。1階の屋根、2階の屋根、3階というように階段状になっています。

《スライド8ページ》

南東側からみた鳥瞰図です。1階のピロティのところとそれから駐車スペースです。

《スライド9ページ》

1階の部屋割りをお示しさせていただいています。下側部分の黄色い部分が建物の中の配置という部屋割りとなっています。黄色い部分の下側、これが駐車場及びピロティとなっています。

《スライド10ページ》

2階のグループホーム(共同生活援助)の部屋割りです。オレンジの色、青色で色分けをしてあり、各事業でグループホームが2つに分かれています。もともと各グループホームのところに、予備室というのを設けていましたが、その予備室をなくして配置しています。外側に避難通路を、バルコニーのような形で配置をしています。

《スライド11ページ》

3階の部屋割りです。3階部分はスペースとしては、一番コンパクトにしています。会議室、洗濯スペース、ギャラリー兼福祉避難スペースを配置しています。

《スライド12ページ》

各事業の活動時間帯一覧です。黄色が送迎の時間帯です。24時間365日お暮しになれるのは、ピンク色、グループホーム・ショートステイです。生活介護は平日のみの時間帯の事業で、赤い矢印の部分が活動の時間帯です。相談支援につきましても、平日のみの9時から16時までの時間です。下の2つは、地域会議室とスヌーズレンルームを地域の方々にも開放するところです。事前予約制で、常時いつでも使われると

いうことではなく、その予約をされた時間帯枠でご使用になるという想定です。できるだけスヌーズレンルームは、幼児の方から、障がいの方、すべての方にご利用いただき、リラックスできるようなスペースですので、地域の方への開放を想定させていただいています。24時間365日のグループホームや、ショートステイは、お休みになられる時間帯、夜の時間帯、電気はつけっぱなしということではないですが、寝づらい方が電気をつけられる時はあるかもしれません。そのような形でお休みになられる時間帯であったり、休日、土曜日、日曜日であったりというところでは、ゆっくりお過ごしになられることもありますので、朝早くから、職員は支援のための出入りはあるかもしれませんが、ご利用の方が早朝から出入りされるというのは、ほぼ、その時間帯にはないということでお話しさせていただきました。

《スライド13ページ》

これからの予定についてです。前回の7月25日の説明会でお示したものと同じです。来年の夏ぐらいに国庫補助金申請をしまして、国庫補助の決定通知をいただくのが再来年の夏頃になって、それから着工して、2024年(令和6年)の3月末に竣工、そしてその後ただちに事業を開始したいと考えています。

住宅開発時のまちづくり協議の手続きに関する説明(長岡京市)

住宅開発時のまちづくり協議の手続きに問題があったとのご指摘に対しまして、これまで、十分な説明がないとのご意見を頂戴しておりましたので、改めてこの場でお時間いただきまして、ご説明します。

まず、「まちづくり協議」についてです。「まちづくり協議」とは、まちづくり条例に基づいて、安全で良好な住環境の形成を目指す制度となっています。

長岡京市においては、市内で一定規模以上の開発事業を行おうとする事業者に対して、協議の申出を義務付けています。開発行為を行う場合には、各担当部署において必要となる、法的事項の整理、市独自の指導、お願い事項の整理が必要となります。

本来であれば、事業者が各課を回り、各担当課の意見を確認し、それに対応するということとなりますが、その方法では事業者の負担が大きいことや、市としても指導等の漏れが発生しないように事業者と行政の内容を共有するため、事業者からまず申出がありましたら、関係課による協議を経て、事業者に、事業に必要な法的事項の整理や工事中の安全確保などへの対応などについて留意事項を市の意見として通知しています。

事業者はその意見に対してその後の手続きや留意事項を事業者と市、双方で確認

したうえで回答を行われます。その上で、まちづくり協議は終了し、その後、工事に着手されるという流れになります。

このまちづくり協議において市が付す意見には、事業者からの回答などが無いと完了できない内容、例えば生産緑地の解除等ありますが、それ以外にも工事中や工事終了後にしか確認できない内容もあります。また、道路や水道など、法的な整理が必要とされているものもあれば、法で規定されたもの以外にも、市がお願いするという内容のものもございます。

今回の皆さんがお住まいの住宅地のまちづくり協議については、元々農地であった土地が造成され、家が建つこと、それらに伴う工事に対して、事業者は、少なからず影響を受ける周囲にお住まいの方々に説明し、工事中の安全を確保していただくこと、及び、住宅地として必要な道路や水道などのライフラインの敷設に関する技術的な基準等について整理したものです。

皆さんがお住まいの住宅地でのまちづくり協議において、障がい福祉課としましては「隣地は乙訓福祉施設事務組合が所有していること」また、「今後、福祉関連施設が設置される可能性があること」について、「住宅売買の重要事項説明書に記載してください」と意見を付しました。それに対し、事業者からは「記載の内容を理解して販売致します」との回答があり、この意見が、事業者にとって法的義務を伴うものではなく、お願いに留まるものであり、一定、事業者の意思がその時点で確認できたため、担当課としての協議は終了しています。

その後、建設予定地の隣地にお住まいの方から、「重要事項説明書にその旨の記載がないこと」、「重要事項説明書に記載する義務のない施設について市が意見したこと」、「事業者が市の意見に従ったかの事後の確認が行われていないこと」、「事業者から施設について聞いていない方がいらっしゃること」などについて、まちづくり協議の対応が甘かったとのご意見を頂戴しています。また、障がい児・者福祉施設建設に対する反対署名や、福祉施設建設計画に関する要望書を5通と、市長への手紙を1通受理しています。

長岡京市では、要望書と市長への手紙については、それぞれ回答し、懇談の場を設け、長岡京市のまちづくり協議制度や今回の施設建設計画について説明してまいりました。しかし、前回7月の説明会においても、市から納得できる説明がないため、施設建設を反対するとのご意見を頂戴しています。

しかし、これまでもご説明しています通り、まちづくり協議は、安全で良好な住環境の形成を図るために行う事業者との協議であり、今回の場合は、皆さんがお住まいの住宅地を開発するための必要事項の整理が主な目的でした。

その中で、施設予定地に関して市の付した意見については、事業者にお願いしたものでありますので、必ずしも全面的にその履行を約束しなければ終了しないというものではありませんでした。また、法的に強制できるものでもなく、かつ市民の契約に際

して履行されたかの確認を行える性質のものでもありません。

事業者からは「質問のあった方については説明した」と伺っており、できる範囲で対応されたと認識しています。

市の対応が甘かった、結果が出ていないとのご指摘もありましたので、先の内容と併せまして市の顧問弁護士に確認したところ、法的に瑕疵のあるものではないという見解を頂いています。

行政は、法律の範囲を超えて、第3者の行為を強制したり、または制限したりすることはできません。今回も、まちづくり協議という制度の中で、市としてできる対応をとったということでございます。

今回の障がい福祉施設に対して抱かれる不安や懸念について、騒音や交通面など、法人においては、施設の構造や運営方法について、これまでにご対応いただいた点もございますし、また今後も対策を検討いただけると伺っています。

また、何故この地で障がい者施設を建設するのか、という点につきましては、障がい者のグループホームは国の施設設置基準におきまして、「住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること」とされており、また、移転するまでこの地で障がい児施設を運営してきた場所であり、問題がないと判断しています。

今後、法人による施設に係るまちづくり協議が行われることとなります。本市といたしましては、土地所有者による開発行為、いわゆる自己の財産を活用しようとする権利そのものまでを制限することはできません。先ほど施設の概要を法人からご説明いただきましたので、より良い施設運営に向けてのご意見を頂戴できればと考えています。長岡京市からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

【質疑】(○:ご質問・ご意見等、 ●:回答)

- フェンスはどのようなもので、どの位置に設置されるのですか。今の敷地境界に沿ってやるのか、それとも建物と平行に、敷地境界とはあけるのですか。それとどういう形状なのですか。
- 基本は敷地境界に沿ってフェンスを作ろうと考えています。フェンスの構造そのものは決まっているわけではありませんが、できる限り、シャットアウトするようなものでない透過性がある程度確保されたようなフェンスにしたいと考えています。ただし、構造的なことに対する、色々なご要望には可能な限り応じていきたいと思っています。
- 2階を少しひっこめてもらったのはありがたいと思っています。フェンスの間に水路がありますけど、市の水路が、農業用の水路が、1メートル程度ありますが、それでフェンスがこの位置までくると、厳しいなと思うので、できたら建物に平行で、一定の距離をあけて頂ければいいなと思います。また、そういうことについての話し合いの場を設けて頂いて、こちらの要望を聞いて頂きたいです。それと、窓をすりガラスにされるということでもいいなと思いますが、2階以上がすりガラスでしたら、1階はどうなるのでしょうか。
- 窓の構造も、お互いにプライバシーを守るということがありますので、丸見えになるようなのは避けたいと思っていますけれども、壁のような窓にするのは採光の面でも問題があるかと思います。建物の詳細なところは、近隣の方にとっては一番大事な点であると思いますので、相談をさせて頂きたいと思っています。
- 窓を開けた時に家を覗かれないような配慮をお互いにして、目隠しのマット状のフィルムを貼るような配慮をしてほしいです。
- 細部については、設計される専門家と相談しながら、また近隣の住民の方とも相談しながら、適切なものにしていきたいと考えています。
- 前回の議事録を全て見せてもらったのですが、この地域で行うにあたって4つの柱、その4番目が、「運営にあたり地域との共生を最重要視し、いい関係を保ちつつ、円滑な活動が続けられるよう最大限の努力をします。」とあります。最重要視、最大限が何故4番目なのかと疑問に思いますが、それならばこの建物の構造とか、見取り図とか、設計図とかの前に、やっぱり良い関係を築くのが、一番ではないですか。

共生、共生とよく出てきますが、共生するのは主に地域の住民じゃないのでしょうか。その地域の住民が、色んな疑問を持って、今、市の方がまちづくり協議にはなんら落ち度がない、問題がないと言われた協議が、本来果たす目的を果たしていないのに、何ら問題がなかったというのは、おかしいと思います。市と事業者との工事に関する安全等に関しての協議だと言われましたけど、内容的には「あそこの住宅を購入する住民に対して、このような説明をお願いします。」なので、市と事業者だけの協議じゃなかったはずですよ。そういうところを一方向的に説明して終わりですじゃなくて、本当に運営したいと思うなら、この最重要視と言われているところをクリアしていただかないと、また口頭だけ、法律上行えなかったというだけにしか思えません。あと、市民からの手紙が1通と言われましたけど、違うと思います。

- 手紙を、まず1件いただいている、回答をさせていただいたと思っています。それ以外というのは、メールでしょうか。2回目の時はご要望のような形と記憶していますが、それではないということでしょうか。
- 1通市長に手紙書かせてもらいましたが、私の前にも書かれた方がいると確認しています。返事ももらっておられます。私は、その1通もらって、市長からの返事の中に、また疑問に持つ点がありましたが、市長は同じ内容に関しては、1回答えたら答えないと。もう2度、3度質問されても答えないと。そういう返事をもらいました。1通目を出したときに、市の投書箱、質問箱のポストに入れましたが、2週間ほどポストの底に貼り付いていて、誰も気づかなかったと言われました。毎日チェックされているものを、もし急を急ぐ市民からの声だったら、どうしたのでしょうか。
- 投書箱のことについては、申し訳ございません。担当課の確認が漏れていたのかもしれない。担当課からご回答させていただいたことになったのかと思います。その点はお詫びします。また市長の回答について、同じことの繰り返しということで回答させていただけなかったことは、改めてお詫び申し上げます。

先ほどまちづくり協議のことについてご意見がありましたが、まちづくり協議は、良好な開発を作っていくための必要な協議です。今回まちづくり協議の中で意見を付したというのは、住宅開発についての、まちづくり協議でございます。当然今回旧ポニーの跡地で施設を建設することについては、まちづくり協議を改めて行う形になると考えています。当初の住宅開発の時に、意見を付させていただいたことは事実でございますし、住宅販売業者の方が理解して販売いたしますという回答を頂戴し、私どもの方でも協議させていただいた通りでございます。まちづくり協議のなかで、法的に強制できなかった部分が事実あったところでございます。あと、販売業者の方も将来できる可能性のことであつたり、特に宅建法上、福祉施設のことを告知する義

務がないものであったり、販売業者の方からは聞かれた方に対してはご説明させていただいたというようなことを聞いていますので、その中で私どもとしても、まちづくり協議として成立をさせていただいたというものでございます。特に法的に問題がないからということではなく、みなさんから福祉施設を建設するにあたってご不安な点等があれば、法人にお伝えをさせていただいて、反映できる部分については、反映をさせていただくということで今までもご回答させていただいたと思いますし、これまでご意見いただいた部分の中で、法人さんの方からもご意見を踏まえた中での設計変更など取り組みをいただいているところかと思っています。今後みなさんとの良好な関係性を築いていく中で開業していきたいという思いを持っておられますので、私どももそれを一緒になって対応してまいりたいと思っていますのでございます。

- 私は、8月のお盆のころに法人、乙訓福祉施設事務組合、長岡京市の市長宛に質問書を出しましたが、乙訓福祉施設事務組合、それから法人は時間を取っていただいてお話をし、回答いただきました。長岡京市は、回答文書で回答を一切いただけていないことについて、ちょっとひどいなと思いました。
- その時のお話は、乙訓福祉施設事務組合が代表して長岡京市の考えも含めてお答えする形でした。その説明が抜け落ちておりましたら、伝え方が悪かったと思いますので、お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。
- 7月25日の住民説明会の時に北側住民の方が、図面を変えてほしいという要望を出して、そのあとに個人的に連絡を取られてお話し合いをされたという風にかかっています。これまでの説明会の中でみんなが集まって寄った中で意見を出し合って交換をしなければいけないのではないかと再三言ってきたにも関わらず、個人的に対応されたことに関してはどのようにお考えでしょうか。
- (当該住民に上記の件に関する発言許可を得た後)前回の説明会の後に、8月に要望書を持たれる形で直接来られて質問を出されました。その時点で法人さんとも相談させていただいて、当然今回の説明会を想定しておりましたので、その中で可能な範囲で説明できるものがございましたので、回答させていただいたという次第でございます。今までもこういった大きな形ではありませんが、乙訓福祉施設事務組合にしましても、長岡京市にしましても、近隣の方々からお話しがきた場合は、その都度対応させていただいたと思いますので、その延長線上にあるものと解しています。
- 今回の場合は、そちら側から話を話させてくださいという形であったと思いますが、そのやり方に納得がいかないことと、12月に説明会をする予定ならば、そこで説明

をすればよかったのではないか、特別扱いをされたのではないかと感じています。みんなが集まった場所で意見交換をという要望も出していたと思いますが、裏切られたというか、不信感を感じています。そういうやり方をされるのに、信用してください、仲良くやっていきましょうというのはおかしくないですか。まちづくり協議で良好なということをさっき言われましたが、こちらからしたら毎回毎回嫌な思いさせられて、すでに今マイナス、信頼をしていない状況で、どうやって良好な関係築いていくのでしょうか。

これから福祉施設を建てるという時に、まちづくり協議を出して、またそこで意見交換をしようとのことですが、今良好な関係築けてないの是一目瞭然だと思います。この状況で、市の都市計画課としては、協議済という印鑑を押して、まちづくり協議済発行証を出すのでしょうか。乙訓福祉施設事務組合のホームページに前回の説明会の会議録が12月2日付で載っていましたが、客観的に第三者が読んだときに、西側の住民が未だに理解をしてない、反対をしているのは誰の目から見てもわかると思います。

- まず先ほどの、特別扱いではないかということについて、今までも近隣の方に対しては、特別扱いというわけではありませんが、前事務局長、次長がお答えさせていただいたと思っています。今回も、あくまで住民さん個人で来られたもので、ご自身のご自宅との距離感等、個人的な建物に関するご質問をいただきましたので、法人さんと確認して、説明できるものがあるということでご回答させていただきました。議事録につきましては、発言者等のプライバシーに配慮する必要の中で、端的にわかりやすくまとめるように努めたつもりでございます。議事録要旨の趣旨はご理解いただけたらありがたいなと思います。
- これまで議事録を、ホームページで公開されてこなかったと思いますが、何故前回の分を、しかも4ヵ月も経った12月2日付のタイミングで公開されたのでしょうか。
- 前回参加されたときに、どうしても来られない方がいらっしゃいますというお話を伺いましたので、そのときにお使いいたしました資料等、議事録をホームページで公開したいということをお伝えさせていただいたと思っています。
- 4ヵ月も空いたのは何故ですか。当日の説明会の資料は確かに説明会があった2日後くらいに出てましたが。
- 膨大なボリュームと、特にご発言された方のプライバシーに配慮する必要がありましたので、その検討に時間を要しました。ご不便かけて誠に申し訳ございません。

- プライバシーに配慮したのであれば、意見した人たちに対して全員公開してもよいのかどうか許可をいただくべきかと思いますが、私たちは一切何も聞いていません。
- あくまでも議事録要旨という形は、文章化、資料化されて、一般的にオープンにして読まれることを前提に作成してまとめております。その辺、適切な内容になるように時間を要したということがございますので、どうかご理解いただけたらと思います。
- 今後施設建設のまちづくり協議については、都市計画課が担当になります。その中でどのように意見が付されて、どのように協議になるのかは、将来のことになりますので、今お答えしかねるところでございます。ただ、まちづくり協議については、より安全、より良好な住環境の形成を図るために作られた制度でございますので、施設建設をしていくにあたってどのようにすれば開発行為そのものができていくのか、ただ開発行為そのものを止めることはできないものだと思っています。その中でどのようにしていけば住民の方々のご理解をいただきながらできるのか、それはやはり住民の皆さんとお話をさせていただきながら、どのようなご不安や課題などを持っているかを、ひとつずつ解決していくことによって、施設整備をしていくことができるのではないのかなと思っています。
- 今回、市役所の方から、前回等々の質問に対する答えはありましたが、聞きたいことは結局一つも聞けなかったというところが残念です。私が一番聞きたいのは、ここを開発する時に、宅建法上できないことを、重要事項に載せてほしいという協力を何故あおいだのかを聞きたいです。
- 今回、隣に乙訓福祉施設事務組合の土地があつて、将来福祉施設を建てる計画があるという状況でございました。先に住宅開発が行われるということがありましたので、広く周知する手段の一つとして、まちづくり協議の中で、重要事項説明書に記載していただけないかとの意見を付したところですが、代理の方ではありましたが、まちづくり協議の中で理解して販売するという回答をいただいたということで、協議済にしたという流れでございます。
- また答えていただけてないんですが、私が聞きたいのは、何故市役所が、市としてできない意見を付したのかを聞いてるんです。結果、伝わっている・伝わっていない、強制できた・強制できる、の話ではなく、市としてできないものをお願いした理由を聞いています。

- 住民、住宅開発をされる方々への周知する一つ的手段としてつけさせていただいたということでございます。
- いや、違います。例えば、私が、事務局長に今から一緒に銀行強盗しましょうよって言ったら、そんな協力できないでしょ。でも今日美化のために家の帰りまでの道、全部掃除してくださいね。とか、なんかごみあったら拾ってってくださいね。ぐらいであればできるでしょ。あなた方は、できない協力をあおいだんですよ。その理由を聞いています。
- 表現的な問題はあるかもしれませんが、市としては、住民の方々に施設建設が予定されているということを知っていただく一つ的手段としてさせていただいています。
- それを、重要事項という言葉で言っているのではないですか。それは、100パーセント誤った協力をあおいだわけですよ。方法はいっぱいあるにせよ、重要事項に載せることはできないのに、最初の段階として、市からお願いしますと言ったわけですよ。結果として向こうが理解して販売します。という風に伝えたということですよ。できない協力をあおいだのではないですか。
- 販売業者としては、義務はないものについて、ということでございます。
- いや、違います。だから、宅建法上、福祉施設とか何が建つかわからない建物ということを、重要事項に載せることはできないのに、お願いしたのではないですか。非を認めてください。2年半経って、あなたたちは、ここすら認めない。
- 非があるかどうかは、わかりません。ただ、こちらとして住民の方に周知をするという形で意見を付しておりまして、宅建法上、告知義務がないということでございますので、私どもは、お願いをしたという形です。
- お願いしてもできないことを、何故お願いするのかを聞いてるだけです。何故それが答えられないんですか。できないことをお願いするのなら、できないということではないですか。例えばできることをお願いしていたら、できてたかもしれないではないですか。
- 以前に販売業者も来られてたかと思えますけど、その時にも義務がないという話をおっしゃっていたと思います。ただ、重要事項説明書の中でも、販売業者がその通

りにしますと言っていたら、それはできたかもしれないです。

- 宅建法上できないことです。法律違反です。法律上できないことをお願いしたのは何故ですかと聞いています。
- その当時の意見の付し方が悪いということでのご批判はお受けさせていただいています。
- 何故2年半、こんなことすら認められないんですか。さっきから、法律上問題がない、強制力がない、市の立場だと、どちらに肩入れするわけでもないの、これ以上何もできませんではなく、やり方が間違っていたんですよね。
あと、長岡京市の経営理念はどういう理念の下で動いてるんでしょうか。市民を苦しめて、いじめて、精神的に追い込むのが、長岡京市の理念なんですか。今、少なくとも私たちは、精神的に2年半も追い込まれ続けてるんです。それは理解していますか。
- 長岡京市の方で、住民の方々を苦しめるようには一切考えておりませんし、当然住民の方々が安心して生活できるように市の運営をしていくのが基本であります。
- その運営に今反していることはわかっていますよね。私たちが苦しめているという実感はありますか。
- 今回このように住民の方から反対いただいているということで、聞いていらっしゃらなかったということで、ご不安を抱かれていることは理解しています。

～休憩(15時5分から15時10分まで)～

- 先ほどのご質問ですが、顧問弁護士に確認しまして、重要事項説明書について意見を付したということについては法的に問題ないと言われているので、書いてはいけないということではなくて、つまり告知義務がないので記載する必要がないということですので、法律違反ではないと私どもは認識しています。
- 法律違反じゃなくて、告知義務がないのであれば義務がないんですよね、義務がないものをお願いするというのはできないですよね。そろそろそこぐらいは認めたらいいと思いますよ。さすがに無理がありますよ。
- ただ義務がなくても、販売業者さんが記載しますということであれば記載できると思

います。

- 幼稚園の西側に家が建設されると同時に大きな看板を立てられたと思いますが、私達13軒が建つ前に大きい看板を立てて、そこに福祉施設建設予定ぐらい書けたのではないですか。全部、建設業者に任せて、自分達は何もしなかったのは何故ですか。あの看板に福祉施設建設予定ぐらい書いていただければ、私達は間違いなくあそこに土地は買っていませんでした。言われてから立てるのはでは遅くないですか。また、その当時は草が生えていて全然何も見えていません。
- この度、看板を立てさせていただきましたのは、皆様からお話がありましたので、分かるように告知させていただくように、乙訓福祉施設事務組合の土地であるということ看板として出させていただいた次第でございます。その当時、奥の方とは言いながらも、一定見えるところに乙訓福祉施設事務組合用地ということで看板は上がっていたと伺っていますので、そこはできていたと思っています。また、定期的にこちら草を刈っています。不十分な部分があったかもしれませんが、その件に関しましてはお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。
- 今謝られても困るんです。何故その時にしてくれなかったんですか。その時に今みたいに立派な看板を立てていたなら、私達は買わなかったんですよ。
- 元々旧ポニーの土地を更地にした時に、奥に看板つけていましたが、整地した時にトラロープを張ることになったので、国有水路の、コンクリートのある奥につけられました。その後、元々のフェンス沿いに界塚とかもあって、すごく背の高い樹木があったんですけども、当然それがあることで東側とか他の方から、常に張ってほしいということで、界塚もとって、水路にはみ出した木があればそれもカットして、草もこれまでご要望があつてカットしましたけども、奥に設置していた看板が見えなくなるほど放っておくことはない考えで管理していました。全く見えなかったとおっしゃってる一方、小さいけど看板はあつたとおっしゃってた方もおられますし、その部分については、管理をしていたということは、間違いはないと思っています。
- じゃあ、何でわざわざあんな大きい看板立てるんですか。あその位置で見えますよねで突き通せばいいんじゃないんですか。
- おっしゃることは分かるんですけど、その後幼稚園さん側にまた新しく住宅が建つ、その前に今回のことに関連しても、やっぱり見えにくいというご指摘がございましたので、今後のためも含めて周知させていただくのにつけたということでございます。

- 私達はどうなるんですか。今から入る人はいいですよ、あんな立派な看板が見えて。でも私達は見えなかったんですよ。その私達の気持ちはどうなるんですか。
- 気持ちにそぐえることができなくて申し訳なかったと思います。申し訳ございません。
- 寄り添ってください、私達に。私達のところに住んで下さい。私達この2年半どれだけ嫌な思いをしているか分かっていますか。毎回毎回嫌な思いさせられて、家を売りたいぐらいです。今日ここに来るのだって、どれだけ頭痛い思いしていると思いますか。
- 前回の議事録にも載っていますが、看板を住民の方のご意見を最大限に活かして、要望があったから立てたとあります。私達何回か「あなた達あの看板見なかったんですか。」と乙訓福祉施設事務組合さんに行った時に言われました。あそこに書いてあるのは「立入禁止」です。立入禁止というのは、ここから入ってはいけない所に立ってます。それが奥にあって、あそこから向こうは入ったらいけないと見ました。それを、「あなた達、土地を買う時にあの看板見なかったんですか。」って言われ、見なかったあなた達が悪いんじゃないんですかって後に言葉が続いているように言われました。それを私達の意見を最大限に活かしてってどういうことなんでしょうか。

家を買う時は、もちろん立地も大切ですが、加えて環境も大切です。私達、販売業者に13軒皆さん顔なじみになって、区外の人が入ってきたら一目で分かりますね、安全して子育てできる環境でしょ、と言われました。確かにそう思いました。今でも私達外にいて、宅配業者入ってきた、あつ住民じゃない、あつあの人なんか迷って入ってきた、あつやっぱりここ通り抜けできないって出てきはったねと分かるんです。家の前で何気ない子ども達のふれあい、ちょっとボール遊びする、縄跳びの練習する、サッカーボールの練習をする、そういうこともここなら可能だなと思いました。それを言った時に市は「道路は遊び場じゃありませんからね。」と話されました。もちろんそうです。でも私達はあそこならそういうことができるという思いで選びました。その子どもを見守る親達も情報交換したり、何気ない会話をしたり、そういうことで地域住民の結束も固まる、何かあった時に助け合える、そういう13軒になれると思って購入してるんです。それを「道路は遊び場じゃありませんよね。何か問題ありますか。6m道路ですよ。車の出入り何が問題ありますか。」と言われて、それが長岡京市暮らしっくですか、子育てにやさしい町ですか。市長は対話のわで市民の声を聞く、返事は一度限り、後は答えない姿勢にがっかりしています。

住民に対してどのような共生を望んでおられるのでしょうか。今ここに法人、行政と

して携わっておられる方、自分達のプライベートな生活でどのような共生をされておられるのか、私達に共生とはこういうことです、私達こういうことやっていますと述べてください。手本がないと私達取り組めませんし、よく分かりません。

- 看板の件の経緯としましては先ほどの説明のとおりですので、ご理解いただけたらありがたいと思っています。それと、共生の件ですが、長岡京市の条例から、「共生とはお互いの違いを認めあって、多様な個人が共に支え合って暮らすこと」と定義づけられていますので、そうなるようにお互い理解してやっていきたいなと思っています。この件については、代表してお答えさせていただきますので、ここに出ています個人個人に、共生について何をやっているかということですが、個別案件ということで控えさせていただきたいと思います。
- まず良好な関係というのはできてないです。何故こういう状況になるのか、今日それぞれ説明側で来られている方々がどういう認識を持っておられるのかお伺いしたいです。
- マンションが嫌、24時間稼働するものが嫌というお話は頂いておりましたし、福祉施設についてもご理解頂けない部分もあるのかなと思っています。ただ、乙訓福祉施設事務組合の空き地があり、当然その所有者に開発する権利があるのはご理解頂けるかと思えます。皆さんの場所も農地があつてそこに分譲住宅が建ったということです。土地の活用、開発はそれぞれの所有されている方が判断される部分だと思います。そういった中で、皆さんがどういうポイントで、ご購入されていたのかということになるんだろうと思っております。譲れない部分については、ご確認されていたのかなと思っています。

こちらのまちづくり協議での意見の付し方が悪いというご批判を受けるのはあったかと思いますが、私どもとしても、まちづくり協議の中で、できる範囲で対応してきたということもご理解頂ければありがたいと思っています。
- 良好な関係を得られるようにと説明会を開催させて頂いていますので、そういう努力しかないと思っています。
- 不信感ということもお話しも頂戴していますので、本当に良好な関係を築けるように少しでもその部分が軽減できるように努めていきたいと思っています。
- この状態に至った原因は、どなたも責任はないということですか。今後そういった形でやっていきますということですか。こういった関係悪化の事態が、何故起きたかと

いうのはそれぞれどういう認識をされているのかをお聞きしたいです。

- 今回皆さんからご批判いただいている点については、周知ができていなかったということで理解しています。ただ理解をしていただく周知の方法がどこまでできたのかということについては、先ほど申し上げたとおりです。今後はできるだけ対処をして参りたいと思っていますし、その中でご不安に思っていることについては、解消に向けての取り組みを進めていきたいと思っています。
- 責任の所在と言われると、難しい部分はあるのかもしれませんが、少なくともこういう説明会等の中で、理解頂けるように頑張っていくとしか申せませんので、よろしくお願いいたします。
- 私がこの件で初めて西側の方とお会いした時におっしゃられたことで、「もしあなたのご自宅の横にこういうのが建ったらどうされますか。買われましたか。」とお聞きされましたが、その時は答えませんでした。その家を気に入っていたら買っています。ただし、これは私が長年勤めて、障がい者の福祉の事を知っているからできる答えなので、あえて答えませんでした。普段の触れ合いの中で、初めて分かって頂けるのかと思っています。無責任と言われるかもしれませんが、日常で接して頂く中で初めて共生というのができるのかなと思います。
- 障がい者施設が悪いとは全然思っておりません。一番の問題は、最初にそういう話がなかったということです。福祉部長からお話がありましたが、買ってから時間が経って、その横に田んぼがあって何が建つか、それは分かりません。ただ、今回は事前に分かっていたことですので、それが周知されているかされていないかが非常に問題です。だから皆さん怒っておられると思います。そこを理解してほしいです。
- 計画段階であったというのもありますけど、それぞれのご判断、お考えが当然あるというのは理解しています。その中でどのように今後進めていけるのかというのは法人等も含めて、施設整備、運営についても対応して参りたいと思います。
- 長岡京市の方に質問ですが、まちづくり協議で、法的に問題はないけれども、そこに対して事業者をお願いするために入れたと回答頂いていますが、法的な問題はないかもしれませんが、そういうことを入れることがおかしいのではないですか。宅建業法上、福祉施設に関しては、法的な問題はありませんが、そこに対して法的に問題がないものを何故まちづくり協議に入れたのか。それは建つことが、あそこの開発をする時に分かっていたからではないですか。そこを丁寧に住民に説明をしていれ

ば今回のような問題は起こっていないと思います。そこをなかなか認めてくれませんが、そもそも建つことが分かっていた、だから指摘した、あとは事業者に任せて、施設の土地の看板も見えないところに立っていたけれども、乙訓福祉施設事務組合に関しては事業者が説明していると思っていたところが、発生している問題だと思います。だから今になってそれが解決できなくなって、住民の方もそれを知らずに買っている。

だから、その部分に関しては、甘さがあったところや、法的に書けないことを入れたところに関しては認めた方がいいのではないかと思いますし、そこも指摘されている所がやっぱりおかしいのかなと思います。

こちらからしたら確かに法律上問題はないですけど、住環境にはかなり影響するものではないですか。グループホームで出入りもあって、車の往来もあり、人もいっぱい入ってくる、それも法的に問題はないけれども、13軒の住環境には影響します。そういうことも分かっているから、施設を、業者の方に重説で説明してくださいというふうに指摘されたのかなと読み取れます。それに対して住民が指摘することは当たり前のことだと思います。建てる時に知ってた話については責任があると思います。乙訓福祉施設事務組合さんにも、長岡京市さんにも。それを、家なんか高いものなんですよ、そんなコロコロ買い替えることができないもの。やっぱり選択肢の1つとして知っておくべきことだったのでないかと思います。

法的に問題がないと言われると、気持ちとしては、腹立たしいというか、その回答を聞いたときに、でも住環境には影響しますがと気分が悪くなるので。非があるところは認めてほしいです。そこに対し長岡京市さんの回答に関しては、納得できません。

次に資料について、図面を変えた内容を変更前と変更後という形で分かるように見せてもらえないでしょうか。資料として議事録がアップされていたので、その部分で見合わせると2階の部分の予備室の一部の部屋をなくされて、手前にしたということですが、前の資料を携帯で見ながら、今回の資料と見合わせて、どこが変わったかを見ているので、そこは改善してほしいです。

また北側の方から以前の説明会で話、質問があって、お手紙頂いて回答されたということですが、個別対応していると思われても仕方がないと思いました。それは西側の住民の方は何回も、質問とか話し合いの要望をしていましたが、対応してもらえなかったことがあったにも関わらず、今回は早急に対応されて、建物の図面を変えられています。この施設の建物に関して、他の人の意見を聞いた上で、それを配慮して、変えるべきではなかったのではないかと思います。こういうふうな説明会で他の人に意見を聞いた上で対応すれば、個別対応だとは思われないと思います。現にこの施設の建物で、以前私はセキュリティの部分でどうなりますかとお話をした時に、施錠するから大丈夫ですというお話しで伺っておりまして、今回図面を見させてもら

った時に、駐車場、道路側が私のイメージでは、フェンスとか間の扉の、全部閉められるような形、道路側から絶対に、夜になったら出入りできないと思っていましたが、今見るとフェンスが一部分にしかないの、イメージが違ったなという感じですね。だからやっぱりこのような形で詳細な図面を見せてもらった時に出てくる意見もあると思うので広く意見を聞くべきではないでしょうか。私としては、施錠はされると思うのですが、施設自体の出入り自体もできないようにしてほしいと要望します。

- 今回、ご購入前に知っていればということでご不安を持って頂いているというのはご意見として聞いているので、承知をしているところではあります。今後施設ができた時にどのような影響があるかについては、今後の施設のまちづくり協議の中で十分に対応して頂けると思います。ただその前の段階での皆様のご不安、知っていればというご意見については、私どもとしては、先ほどまちづくり協議の中で対応してきて、重要事項説明書に記載してくださいという、義務はないけれどもお願いしたことについては、弁護士から法的に問題はないという意見を頂いたところでございます。ただし、皆様のご不安に思っていることについては重々認識していますので、法人に色々な整備等運営についての対応をして頂くようお願いしていきたいと思っています。
- まちづくり協議で指摘したことに関して、何故指摘したかというところは、市としては問題ないという点は変わらないのでしょうか。
- まちづくり協議については、告知義務もないし、記載する義務もないけれども、周知の手法としてお願いできないかということで業者にお伝えしました。
- それは建つことがもう分かっていたからですね。
- まちづくり協議の段階では施設を建てていく可能性の段階であったということでございます。
- 住民が怒っているのは、13軒が建つてすぐに施設が建つ話が来たから、そんなこと聞いてないという風な話の経緯になったと思います。
- 皆様の家が建つ段階前に、農地から宅地造成をする段階でかなりの期間も当然あります。道路整備をするにあたって、農地の部分と乙訓福祉施設事務組合の土地を提供する形で、道路整備が進んでいったという形がございます。その前の段階での協議になりますので、建つ直前とかではなくて、その前の段階、開発の段階での

意見を付しているのご理解いただければと思います。

- 先ほど質問された何故ここまで良好な関係を築けてないのか、悪化しているのか、原因は何かっていう回答が、「今後も説明会を開いて理解を得ていきたいという風に考えています。」という回答だったと思いますが、この2年半、一步も近づいていないと思っています。むしろ毎回苛立たされて、引き裂かれているかのように感じています。私たちが暇じゃないです。今日だって子ども置いてきていますし、仕事休みの日に子どもと遊べなくて、寂しい思いさせてここに集まって来ているわけです。私たちの時間を返してほしいぐらいに思っています。毎回説明会しても結論はでない、仲は良くなれない、結果出てないと思います。それを何回繰り返すつもりなのかと思っています。次の申請、見た限り、来年の夏頃目指されていると。もうあと7ヶ月、8ヶ月ぐらい。2年半何も一步も近づいていない中、残り7、8ヶ月で何をされるんですか。前回の説明会の7月末から今日に至るまで何されていたのでしょうか。この図面変更させていただきただけですか。そちらの歩み寄りであったり、血をかく努力が全く見えません。7月に説明会に参加された方が、自分も福祉施設運営する時に血をかく努力されたということをおっしゃっていましたが、あなた方もそうされたらどうですか。何の努力も見えてこないですし、そんな中でどうやって理解すればいいのでしょうか。そちら側が建つことに対して私達に理解をし、理解をし、私ら自分達の生活、住環境に影響が出るかもしれない中、何で譲らないといけないのですか。法的に建つことに問題はないから、譲れっていうか、私達に我慢しろっていうことかもしれないですけど、ここまで関係悪くなっているのに、理解しろって、本当に理解ができないです。先ほど、自分だったら隣に建ったとしても家買っていたと思うと言われましたが、そう思っているなら、何故その時に言わなかったのですか。今になって自分は買いますって自分勝手です。自分は買うから、あなた達も買ったことに、何故そんなに不満抱いているのですかと聞き取れました。もっと自分達も同じ立場になって考えてほしいです。何回も時間取らされて、しんどいです。説明会もどういふスパンで毎回説明会の中身無いと思いますが、結局何か要望したとしても、それはまちづくり協議に入ってから協議することになると思いますのでと言われます。では今日の説明会は、何を話しているのですか。時間の無駄に感じてしまいますし、今日何しに来ているのかといつも思います。
- 施設建設についてのまちづくり協議は、法人さんからまちづくり協議が出たの議論になってくると思いますし、それまでに皆さんの方の住宅開発に伴ってのまちづくり協議での意見の付し方についてのご不安、ご不満を頂いている部分があって、それに対して事前にこういう懇談会をもって、皆さんにご理解を頂けるようにということでの対応をしてきたつもりでございます。その中で皆さんと施設運営の中でご不安に

思っている部分があるのであれば、そこを、先ほどもセキュリティの問題、交通の問題も、法人の方で、反映頂いた中で、運営して頂くことになるかと思えます。その中で皆さんと一緒に施設整備を進めていけるように頑張っていければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

- この7月からということでございますけど、コロナ等もございましたので、説明会を設定するのが困難でした。それが一定落ち着いたことで、今回開催させて頂いたということでご理解頂けたらと思えます。それとその間に前回の説明会及び懇談で頂いたご質問とかご要望とかにつきまして、施設、法人さんの方で何か代用できることはないかをご相談させて頂いた中で今回ご提示させて頂いた内容となっていますので、少しずつ説明会の内容につきましては、協議できる内容になってきているのではなからうかと思えます。先ほどおっしゃっていた、資料が見にくかったというご指摘は確かに工夫していきたいと思っています。実際、福祉部長が申されました通り、施設建設、まちづくり協議はこれからという形にはなりますが、その前にできる限り、施設運営に反映できるようにと説明会をさせて頂いていますので、ご理解頂けたらありがたいなと思えます。
- まちづくり協議をできるような段階に近づいてきていると今おっしゃいましたけど、今までの意見聞いてそう思っておられるのが理解できないです。
- まちづくり協議にいける段階と言った、その今私が申し上げた趣旨はちょっと違います。訂正させて頂きます。ただし、今後施設を作るにあたって、まちづくり協議の申請は条例に基づいて行われますので、それに向けて少しでも反映できたらということで実施していると申したつもりです。申し訳ございませんでした。
- 長岡京市さんにちょっと質問ですが、弁護士さんに確認された法的に問題はないということなんですか、どのように質問されたのでしょうか。
- 概要にはなりますけども、まず平成29年7月の住宅開発地のまちづくり協議において、障がい福祉課から住宅業者に対して、今後福祉関連施設が設置される可能性があると重要事項説明書に記載するよう、まず意見を付したという経過、業者からは「理解して販売する」という回答があったという、これは事実として説明しています。業者からは質問があった住民には口頭で説明したと言っているけれども、重要事項に記載はなかったという風に住民の方から聞いていますと。その上で市のまちづくり協議での対応が甘かったということをご指摘頂いていて、そのことについての市としてのまちづくり協議における対応に問題があったかどうかという点について確認して

います。その中では法的に問題はないと見解を頂いていますので、その旨ご報告させて頂いています。

○ 施設自体に対しては問題ないと思いますが、住環境には大きく関わってくると思います。その辺りは聞かれていますか。

● 福祉施設が建つことよっての住環境に対する影響の部分について住民の方が懸念されていることはお伝えしています。この間の会議等の経過も併せてご報告はさせて頂いていますので、住民の方がどういうことを発言されたのかをお伝えした上で回答頂いています。

○ 分かりました。

● 北側の事について個別に対応したのではないかというご指摘がありましたが、これまでに具体的に法人として対応できるようなご要望がでたのが初めてであったため、設計上の問題であることから対応させていただきました。西側の方から建物に関してご要望がありましたら具体的に、フェンスはどれくらい出したらいいかとか、あるいは施錠はどのようにしたらよいかとか、そういうものをご提案して頂ければ、設計業者も交えて対応していきたいと思っています。正直、100%ご要望にお応えできるかと言われるとそれは自信がありませんし、だからといって全てはねつける気持ちでもありません。もう1つは、我々がやろうとしている事業概要は大きく変更しないというのが前提でご相談していきたいと思っています。

○ 元々西側の方としては、この建設に対して、反対というか承認してないわけです。けれども、このような説明会で、スケジュールをあうという形で進んでいくということになってるわけです。だから、西側以外の北側とか東側に関しては、建物等の要望が出てくると思いますが、西側はそもそもあそこに建てることに対してというところになるので、それはそれ、西側とは別の問題とは思いますが、全体のところで建物について対応されるのであれば、全員に対して同じように要望を聞けばよかったのではないのでしょうか。

● 西側の方々から出ていたのは、そもそもこの施設をやめろと、来てくれるなというご反応だったと思っています。そういった中、当然建物の細部以前の話になっておりましたので、対応できませんでした。法人としては建物・運用の仕方、送迎時間など日常、細かいけれども近隣の方には重要な問題について、具体的な話に入りたいと思っています。

- それであれば、先ほど意見もあったと思いますが、もっと理解してほしいとか、もっと分かってほしいとか努力することが足りていないところにつながるのではないのですか。
- 選択肢の1つとして最初に分かっていたらこういう問題にはならなかったですよ。
- 応募の時にタッチしてない立場ですから、法人としても知りませんでした。
- こちらもです。法人も、住民側も知らない立場だったということです。知っていたのは長岡京市とまちづくり協議をした事業者、乙訓福祉施設事務組合で、きちんと対応しておけばこういうことにはなっていない話をずっとしているんです。そこがちゃんと解決されないからずっと同じことの繰り返しなんです。
- 知らなかったっておっしゃるんだったら、その責任取ってもらったらどうですか。行政に。お互い知らなくて、お互いぶつかり合って、イライラしているわけですから。
- 弁護士に聞いたら問題ない、説明する必要はなかった、もうそれで逃げますよね。前回も言ったけどそれなら人間いらないですよ。法律を教え込ましたAIにイエス、ノーだけ答えてもらったらいいじゃないですか。そうじゃなくて、長岡京市をよくするみんなが仲良く生活するために、やっぱり人間がここで携わるから、寄り添ったり、理解し合ったりしていくんじゃないのですか。
- 今の話なら、法人さんも被害者じゃないですかね。建てられるはずが建てられていないですからね。
- そういうのもありますかね。被害者とは思っていませんが。
- 立場上言えないと思いますけど。そうでなかったらもっと早いこと建ってるはずじゃないですか。
- コロナがありましたから。
- 今日の説明会が終わった後の現段階でのスケジュールを教えてください。次の説明会をするのか、いつ頃しようと思っているのか。

- 本日の説明会以降、開設目標である令和6年春に向けて、法人が国庫補助申請など、様々な手続きを進めていくということですので、整備予定の施設についても、必要に応じて説明を行っていかうと考えています。また今回頂いた宿題等につきましては、地域、方法、場所、説明主体等含めて協議を行った上で、後日何らかの形でお返ししたいと思っています。
- 何らかの形でということなのですが、またこういう同じような皆さんが寄って集まった場所でのものを要望させていただきます。
- 日曜日、役所の方が出席頂いていることは、すごく有難く思っています。

私の意見ですが、看板の話に戻ってしまいます。事務局長さんも健康福祉部長さんも、広く周知するために重説に載せてほしいと結論・解決方法につながっているということでした。なのに、我々の意見があったから、看板を立てたということですが、そこが飲み込めないんです。広く周知がどの範囲というのにもよるかもしれませんが、重説ではなくて看板につながらなかったのは何故かが、理解しにくいです。そこを教えてくださいたいです。

また、住環境について、良く変わる部分もあるのかもしれませんが影響するというのは事実です。特に車の通行量はだいぶ増えそうな感じがします。社会福祉というのは、失礼な言い方かもしれませんが、障がい者のためだけではなくて、我々に対しても存在するのではないのですか。そういう意味があって、住環境に影響があるものに対しては、今後話し合っていくのではなく、これまでのことも含めて、寄り添って頂くべきではないかと感じています。その見解をお聞きしたいです。
- 看板の件ですが、色々お話し、ご指摘頂いた中で不十分であるということ、わかりやすいように立てさせて頂いたことをございます。当時の判断で、新たに看板を立てなかったことについては、責任を感じている部分がございます。
- 責任を感じてるとおっしゃったところが、全て含まれていると感じましたので、そこは分かりましたとしか言いようがないです。ただ、だから理解しろということで、ストンと落ちるものではないのは、逆に理解して頂きたいと思います。
- 分かりました。説明の仕方等含めて申し訳ございませんでした。
- 市からですけども、当然住民福祉という点では当然障がい者だけではなく、市民全てが対象になるわけでございます。その中で法律に適合しているから問題ないという意識は持っておりません。ただ、先ほど手続きについてのことはご紹介させて頂

いた部分でございます。皆さんがご不安に思っていることについては、法人さんに内容をお伝えして、運営や整備について、皆さんのご意見をできるだけ反映していただけるように間に入っていきたいと思っておりますし、ご意見を頂きながら進めていきたいということについては、なんら変わることはございませんので、ご理解の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

- すごく分かります。たぶん部長さんは、何回言っているのかと思ひながら、話されていると思ひます。それは人としては大変申し訳ない気はしていますが、要望があれば聞くというスタンスと、部長さんが言われたスタンスは違ひ気がします。今後当然話はして行く、聞くよという風におっしゃったように聞こえましたが、個別に対応したのは要望があったから、裏を返すと要望がなければ聞かないのかという風にどうしても聞こえてしまいます。その不安があるから、なかなか理解が進まない、拒絶するところにつながっていると思ひんです。そこは皆さんに、理解して頂きたいと思ひています。
- ありがとうございます。当然皆さんご不安に思っている部分は承知していますので、法人と連携しながら皆さんのご意見が一つでもご反映できるようにしてまいりたいと思ひます。一つ一つ皆さんのご不安を解消できるように進めていければなと思ひていますので、よろしくお願ひします。

以上